

平成28年度第3回狭山市廃棄物減量等推進審議会

開催日時 平成28年9月29日（木） 午前10時から12時

開催場所 奥富環境センター 4階 会議室

出席者 島寄会長、関根副会長、齊藤委員、谷口委員、吉澤委員、大井川委員、
林委員、山崎委員、畔上委員、磯部委員、古屋委員、涌井委員、
加藤委員、吉浦委員 以上 14名

欠席者 安永委員

事務局 品川環境経済部長、淵泉資源循環推進課長、小澤奥富環境センター所長
吉田稲荷山環境センター所長、長峯リサイクルプラザ主幹
資源循環推進課 小島主幹、森主査、岡主査

受託業者 ㈱日水コン 担当者2名（オブザーバーとして同席）

傍聴者 なし

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題

前回の持越し質問事項「社会資本等」の意味について説明。「社会資本」とは、一般的には、市の財産関係を表し道路、公園などの公共施設を指します。現計画は、廃棄物の処理施設の位置を示す地図は掲載しておりませんので、その様な表現を採ります。全ての公共施設を掲載することは難しいので、廃棄物処理施設について掲載します。

1) 狭山市一般廃棄物処理基本計画の中間報告について

(1) 狭山市一般廃棄物処理基本計画の目標値について

事務局：○狭山市一般廃棄物処理基本計画の目標値について（「資料1」参照。）

- ・目標値設定の考え方に対する考え方について、指標としては良好な水準ではあるが、「再生利用に係る目標」では目標値に大きく下回る現状を鑑み、検討し次回の素案の段階で数値を示す旨の説明。

〔質疑応答〕

議 長：事務局から説明がありましたが、意見・質問があればお願いします。

委 員：「排出抑制に関する目標」のうち「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」の最終年度計画目標値が基準年度の100g削減とありますが、内訳としての「もやすごみ」「粗大ごみ」等において算出しているか。

事務局：手元に資料はないが「もやすごみ」「もやさないごみ」「資源ごみ」と分けそれぞれ集計して算出してあります。

委員：(民間)事業者による資源回収が相対的に増加していると思うが、その数値的なものは把握しているか。

事務局：市内について具体的には把握していません。ホームページ上などで全国推計は把握しています。

委員：排出抑制に係る計画目標値は当初計画どおりですが、現状値から判断すると達成に困難が伴うと思われるが達成に向けての具体的な方策はあるか。例えば生ごみリサイクル事業を重点施策にするとか。

事務局：生ごみリサイクル事業はピーク時に比較すると半減しているが、今後も重点施策としたい。併せて水切り励行、食品ロス削減などごみの発生段階での啓発事業にも併せて力を入れて行きたい。

委員：おむつについては今後増加傾向があると思うが、分別収集の計画はあるか。

事務局：リサイクル化にはプラント、遠隔地への搬送処理など初期投資を要するため、全国的にはまだリサイクル事例は少ない。今後の研究課題にしたい。

委員：介護施設から出るおむつはどうしていますか。

事務局：現状では私物として一般廃棄物とし処理している。

委員：「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」について、内訳の「もやすごみ」「もやさないごみ」「資源ごみ」の量を明文化しそれぞれの目標値も設定したほうが良いのでは。

事務局：集団回収量の1人あたりの値は出ている。国・県の方針に従い検討したい。

議長：今の説明でよろしいですか。他にご意見、ご質問ございますか。

無い様であれば、(2)「狭山市一般廃棄物処理基本計画の実施施策」について、説明をお願いします。

(2) 狭山市一般廃棄物処理基本計画の実施施策について

事務局：○見直し計画の基本理念と実施計画について(「資料2」参照。)

- ・基本理念及び基本理念中で示した「循環型社会」形成のための3つの基本方針について説明。

- ・基本理念、基本方針以下の施策体系図について説明。

- ・上記体系図の各施策の概要について説明(22施策)。

§2 環境とごみの学びの機会と場 環境教育は小4を中心に実施

§3 情報網の整備 アプリ導入の研究

§4 ごみを出さない生活形態 3010運動等の食品ロス削減にも重点を置く

§5 生ごみリサイクル事業等 重点項目

§7 事業者リサイクル支援 重点項目

§8 事業系ごみの取組 排出状況調査・指導と分別排出徹底は重点項目

§10 有機資源リサイクル推進 生ごみリサイクル事業は重点項目

§17 安全・効率的な中間処理の実施 廃棄物処理施設の再構築の検討は新規

§ 18 中間処理施設の適切な維持管理の継続 維持管理手法の検討を新規
§ 20 最終処分量の最小化

[質疑応答]

議長：事務局から説明がありましたが、意見・質問があればお願いします。

委員：6 ページ目の「生ごみの水切り」は重要だと思うが、市民が取り組みやすいように具体的な取組方法を示していただいた方が良い。

事務局：現在、ホームページでは水切りの方法を掲載している。ただし、情報量が不十分であるという点から、例えば CD 盤とネットを使うときれいに水が切れることなど、具体的な事例を示すことによって取組みを促進できるように考えていきたい。

委員：提案ですが、この審議会で机上に用意されている封筒があるが、事前に会議資料とともに封筒をいただいているので、不要だと考える。

事務局：ご意見ありがたい。

委員：4 ページの環境学習の件で、現在小学校 4 年生に施設見学を実施しているということだが、「未就学児等への環境教育の拡充」について、具体的に考えている取組みはあるか。

事務局：具体的に決定しているわけではないが、未就学児は集中が持続しないことが想定されるため、紙芝居形式にして興味を引きつつ、自然に頭に入るような取組みを考えていくことが良いかと考えている。また、以前ダイア 4 市（狭山市、所沢市、入間市、飯能市）で、未就学児への啓発の取組みを題材として取り上げたことがあるが、興味を引くことが第 1 点として、他自治体で紙芝居を取り入れていくという事例があったので、参考として検討していきたいと考えている。

委員：他市では、小中学校は市内に通学しているが、高校は市外へ出ていくという点から、中学生 3 年の時点で最後の機会として環境学習を実施している事例がある。検討してはいかがか。

事務局：学習は複数回行うのが重要であると考えてるので、検討の材料としたい。

委員：自分の地域の話題であるが、啓発シールを貼られ未収集のごみ袋が増加している。高齢者の増加で今まで分別して出せていたものが出せなくなる場合や、ごみの分別が不適切になっている現状がある。不適切な分別排出がある場合でも、収集していただいているので感謝している。また、東京ではごみ袋が有料であるため、都内の住民が狭山市に持ってきているという話を聞いたことがある。集合住宅に居住者や生活保護者で自治会未加入の方は、広報誌が配布（衛生費のみの自治会費支払い）されていないため、広報誌による周知徹底を図るのが難しいと考える。

事務局：集合住宅については、狭山市内は不動産業者がたくさんあるが、まとめて広報誌をまとめて持っていていただいている状況である。小さなところは漏れていることも

あると思うが、集合住宅関係での周知が必要であると考えてるので、何らかの検討余地がある。

委員：6ページの生ごみ水切り励行は広報やホームページには掲載されているが、市民への浸透が進展していないと考えている。例えば、生ごみ励行月間などを設けることなども考えられるが、広報やホームページ以外で検討している方法はあるか。

事務局：広報やホームページなどで隈なく見ている人は少ないと考えられるので、目につきやすいチラシなどを考えていきたい。

委員：PRとしてホームページなどの話があったが、ホームページはほとんど見ていないか、見られないと考えられる。様々な市町村でホームページに掲載しているということだが、同様である。

回覧などの方法もあると考えるが、先ほどの委員の意見を踏まえると困難な状況も考えられる。このため、PR方法は、地域の推進員を活用する必要があると考える。

生ごみの排出量については、2040年で狭山市の人口が78%程度まで減少が進展していくと見込まれており、これまで想定されていなかった課題が出てくると想定される。そういったことも踏まえて、前倒しで課題解決に向けた取組みを進めなければならないのではないかと考える。高齢化率を見据えた計画を立てられても良いかと考える。

事務局：高齢化率は加速度的に進んでいる状況にあるかと考えられるので、ご指摘を踏まえて検討していきたい。

委員：災害廃棄物処理について地域防災計画は、ホームページなどで閲覧や確認することが可能か。

事務局：ホームページで公開されている。

委員：現在、県の方でも災害廃棄物のシミュレーションを開始していると聞いている。

委員：業界団体の方に話はきていて、最終的には各市町村単位で実施ということで伺っているが、災害廃棄物は、今後の重要課題であると思うので、計画を拝見させていただきたいと思う。

委員：最終処分場の廃止の見通しをご教示いただきたい。

事務局：最終処分場の廃止は、全国的に見ても現状で事例が無い。現在、埋立終了から6年半経過しているが、国の方で公表している技術的管理指針でも明確な基準が定められていない状況でもあるため、浸出水の処理は継続的に実施していく必要があると考えている。

委員：処理水のデータは計測しているのか。

事務局：埋立しているものは、焼却灰も含んでいるので、浸出水についてはpH調整などを施して放流している。また、メタンガスや周辺井戸水の検査などの周辺環境調査を継続して実施しており、これらの結果は地元自治会に毎年報告している。

委員：跡地を地域住民に還元したいと考えているが、難しいということは了解した。

委員：自治会の代表であるが、いつも周知徹底の方法が悩みである。市として、周知徹底方法の具体策は持っているか。私のアパートでは約 220 世帯が自治会に入っていて、広報誌は未加入も含めて配布している。ホームページを見る市民はいないという状況で、どのような方策があるのか行き詰っている状況である。

事務局：すべての人に同じような情報を提供するのには困難で、様々なツールを使いながら実施しているのが現状である。

自治会がある地域は、未加入であっても広報誌を配布できるが、自治会が無い空白地帯もある。そういった場所は、広報が行き届いていないのが状況である。広報では、そういった方々からの問い合わせについては、コンビニエンスストアで確保可能ということなどをアナウンスしていると思われるが、高齢者などチラシが目にとまらない方などは、たくさんいると想定される。例えば、不定期であっても CATV で新たな取組みを流すことや、若者向けであるがアプリやツイッターの意義も高くなっている状況にあると考える。様々なツールを活用していくことしか無いと考えているが、様々な人の立場にたつてどのようなツールが良いかということ、前倒しで取組みを進めていきたいと考えている。具体的な話にならず恐縮ではあるが、様々な取組みを考えていきたいので、温かく見守っていただきたい。

議長：他にご意見、ご質問ございますか。無い様であれば、「計画」目標のうち再生利用関係の目標値については次回の素案の段階で示すということで、また施策については委員から出された意見についても検討いただきながら改定作業を進めていただくことで、事務局にはよろしく願いいたします。

次に（２）「狭山市一般廃棄物処理基本計画の実施施策」について、説明をお願いします。

２） 狭山市一般廃棄物処理手数料の改定について

事務局：○狭山市一般廃棄物処理手数料改定（案）の施行内容についての検討資料（素案）（「資料 3」参照。）

- ・資料により段階的な改定（案）について説明。

〔質疑応答〕

議長：事務局から説明がありましたが、意見・質問があればお願いします。

委員：3 点質問があります。

①事業系一般廃棄物の手数料の基準（319.06 円/10kg）とあるが、当初提示された金額が 315 円程度であったため、相違がないか。また、算出根拠を示していただきたい。

②消費税率をご教示いただきたい。

③平成 31 年度以降に越境ごみの防止とあるが、現状では狭山市で越境ごみを認めている実績があるのかご教示いただきたい。

事務局：①平成 27 年度の実績は決算額が確定していない段階（見込み額）で算出してい

た金額である。この度、決算額確定にあたって、再算定して設定したものを提示させていただいた。このため相違が出ている。

②事業系については、240 円/10kg について 8%で計算した場合、241.2 円、10%で計算した場合は 245.7 円/10kg となる。10 円未満切り捨てということにすると、どちらの税率でも 240 円/10kg となる。210 円/10kg については、最終的な改定額が 240 円/10kg であるが、単価で計算した場合は 6 割強で両数値の中間が 205 円であるが、5 円を考慮して 210 円/10kg としている。家庭系についても同様に消費税を加味して計算している。例えば、8%では 93.4 円/10kg、10%では 95.1 円/10kg となり、10 円未満を端数処理すると、両方とも 90 円/10kg ということとなる。60 円/10kg については、激変緩和として本市が示している「使用料手数料の適正化に係る基本方針」があるが、この中で変動幅の制限が規定されており、改定幅を 1.5 倍程度におさめなければならない。1.5 倍を超える場合には、段階的な改定をする必要がある。実際に、40 円から 90 円に改定する場合は、1.5 倍以上になるため、段階的に改定を実施する観点から、提示している金額での改定を考えている。

基本的に、手数料は受益者負担の考えがあるが、近隣市との均衡を図るという点では、100%の負担をお願いすることは困難である。例えば、所沢市は 240 円/10kg、入間市は 230 円/10kg である。参考として、日高市は 240 円/10kg、坂戸市が 230 円/10kg ということ、いずれも 230~240 円/10kg というのが近隣の状況である。一方で、川越市は現状の狭山市と同様の手数料（170 円/10kg）であるが、川越市でも手数料改定に向けての認識を有していると聞いている。

③昨年の 9 月から搬入時に車のナンバー（狭山市は所沢ナンバー）や免許証のチェックをして越境ごみの取り締まりを始めている。通常は年末は 29 日から処理を受け入れないが、狭山市の場合は 29、30 日に受入する特別受入を実施している。例年は年末の特別受け入れで、1 日 1,200~1,300 台程度の搬入があるが、昨年末は 600 台/日程度であった。近隣の所沢市などでは特別受入などを実施していないため、秋から取組んだ成果があったと考えられる。こうした点から、日常的に事業系、家庭系問わず、越境ごみがあると考えられる。

委員：手数料改定は、近隣市との均衡を図り、狭山市への越境ごみを防ぐことが目的であり、事業系は事前協議などが特に無い状態で、他市から受け入れてないという状況か。

事務局：通常の事業系一般廃棄物については、事前協議の分野もあるが、市の処理施設に搬入することはない。廃プラスチックなどを、狭山市の民間処理施設を利用して処理したいという場合に事前協議を行っている。

委員：了解した。2 点ほど意見がある。

①手数料の改定の経緯と単価設定の算定根拠を明確に示していただきたい。

②発生量が減量すれば、処理能力も下げないとコストが掛かってしまう。全体の処理量が減るのであれば、処理能力を下げてもコスト削減を進めていかないと、家庭系ごみの有料化の話にもつながるのではないかと考えるため、能力の削減も計画に盛り込んではいかがか。一方で、他市でも処理の課題があるのであれば、広域化によるコスト削減なども考えても、理解が得られるのではないかと考える。

事務局：ご意見ありがたい。確かに、ごみが減量すれば費用も低減されるということが当然

である。一方で、国ではリサイクルに関する法律制定が進んでいる状況で、各自治体で分別排出して資源化を推進していくことが求められている。そうした状況の中で、プラスチック類や焼却灰のリサイクルにも取り組んでいるが、前回の手数料改定時には取り組んでいなかった事業である。リサイクル事業は費用が掛かるものであるため、ごみ量の割に費用がかさんでいるというのも実情である。また、広域化については、将来を見据えると広域化も必要であるが、近隣市との歩調を合わせていくためには、短期間での実現は困難の課題であるが、機会をみて検討していきたいと考えている。さらに、東日本大震災などを踏まえて、国の指針では災害廃棄物の処理を想定して、焼却処理施設の処理能力に10%上乘せした能力で整備することが示されている。災害廃棄物が発生した場合、全量を本市の廃棄物処理施設で処理できるわけではなく、近隣市に処理を依頼することになる。大震災が発生した場合は、多方面に協力を得なければならないが、逆の立場でも本市の処理施設の余力を利用して、協力していくことも必要であると考えている。本来であれば、排出量に見合った処理能力となることが望ましいが、こうした観点も含んで廃棄物行政を実施しているということもご理解いただきたい。

会 長：これ以上質問が無いようであるため、手数料改定は、次回審議会で諮問（案）として示していただき、委員のみなさまにご審議いただきたい。

委 員：次回の審議会では、近隣市の手数料のデータ資料として提示していただきたい。

会 長：それは、次回の審議会で提示していただくようお願いしたい。

4 その他

1) 次回の審議会の開催予定について

次回の審議会は、以下のとおり開催予定とするが、詳細は改めて通知させていただく。

日時：11月中旬

内容：①一般廃棄物処理基本計画の改定の素案について

②一般廃棄物処理手数料改定の諮問について

5 閉会

提出資料

- ・平成28年度第3回狭山市廃棄物減量等推進審議会 次第
- ・資料-1 狭山市一般廃棄物処理基本計画の目標値について
- ・資料-2 見直し計画の基本理念と実施施策について
- ・資料-3 一般廃棄物処理手数料改定（案）の施行内容についての検討資料（素案）